



答 申 第 1 6 号
平成10年3月31日

秋田県知事 寺 田 典 城 様

秋田県公文書公開審査会
会 長 伊 藤 彦 造

秋田県公文書公開条例第11条の規定に基づく諮問について（答申）

平成8年12月2日付け水-1548ほかで諮問のあった下記の事案について、別紙のとおり答申します。

記

水産漁港課ほか18課所の「平成3～4年度の食糧費に係る支出負担行為伺及び支出命令書」の部分公開決定に対する異議申立てについての諮問

（諮問第26号～第44号）

諮問 第26号～第44号

答 申

第1 審査会の結論

水産漁港課ほか18課所（別紙1記載のとおり）の「平成3～4年度の食糧費に係る支出負担行為伺及び支出命令書」（以下「本件公文書」という。）について、秋田県知事（以下「実施機関」という。）が懇談等の相手方の職名・氏名、債権者の振込先・口座番号及び債権者の従業員の氏名・印を非公開としたことは妥当である。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の公開請求

平成8年9月20日、異議申立人は、秋田県公文書公開条例（昭和62年秋田県条例第3号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、本件公文書の公開を請求した。

2 実施機関の決定

実施機関は、公開請求の対象公文書を本件公文書と特定し、そのうち、懇談等の理由及び出席者（懇談等の相手方）については、条例第6条第1項第1号及び第4号の規定により、債権者（被振込人）の住所、名称（氏名）、振込先・口座番号及び債権者が特定される部分については、条例第6条第1項第2号及び第4号の規定により、債権者の従業員の氏名・印については条例第6条第1項第1号の規定により非公開とし、平成8年10月1日から同年10月23日の間にその旨を異議申立人に通知した（各課所別の部分公開決定年月日は別紙1記載のとおり）。

なお、債権者の従業員の氏名・印が非公開である旨を明示しないで決定をした課所がみられるが、公開に当たってはこれらを非公開としていたことが認められた。

3 異議申立て

異議申立人は、平成8年11月26日、これらの処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てをした。

第3 異議申立ての趣旨及び理由

別紙2記載のとおり

第4 実施機関による部分公開変更決定

実施機関は、平成9年4月16日から同年4月25日までの間に、懇談等の相手方の所属及び債権者（被振込人）の住所、名称（氏名）を公開する旨の部分公開変更決定を行った。

また、債権者の従業員の氏名・印を非公開とする旨の明示をしないで決定をした課所については、これらが非公開である旨を明示した部分公開変更決定を行った（各課所別の部分公開変更決定年月日は別紙1記載のとおり）。

第5 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

別紙3記載のとおり

第6 審査会の判断理由

1 本件公文書の内容

本件公文書は、水産漁港課ほか18課所が所掌している事務事業を遂行するに当たって、関係行政機関、団体等との間で各種の協議、交渉、調整等を行う際の懇談会等に要する経費の支出に関して作成された公文書であり、その内容は次のとおりである。

(1) 支出負担行為伺

発議・決議年月日、支出科目、支出予定額、実執行額、債権者の住所、名称（氏名）、支出の理由等が記載されている。

また、支出の理由としては、開催年月日、懇談等の相手方、懇談等の開催理由、出席予定人数、一人当たりの費用の予定単価及び支出予定額等のほか、懇談等の相手方の所属、職名及び氏名が記載されている。

(2) 支出命令書

支出命令年月日、支出金額、債権者の住所、名称（氏名）、振込先・口座番号、支出目的等が記載されている。

なお、これには請求書が添付され、債権者の住所、名称（氏名）、振込先・口座番号、品名、請求額及びその内訳等が記載されているほか、担当者（印）、取扱者等の欄に、債権者の従業員の氏名や押印があるものも見られる。

2 本審査会は、実施機関が部分公開変更決定により懇談等の相手方の所属及び債権者（被振込人）の住所、名称（氏名）を公開することとしたので、以下懇談等の相手方

の職名・氏名、債権者の従業員の氏名・印及び債権者の振込先・口座番号について検討する。

3 懇談等の相手方の職名・氏名及び債権者の従業員の氏名・印の条例第6条第1項第1号該当性について

本号本文は、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報が記録されている公文書は公開しないことができると規定している。これは、個人の尊厳及び基本的人権の尊重の観点から、いわゆるプライバシーが最大限保護されるよう配慮したものである。すなわち、プライバシーの概念は、その内容及び範囲が必ずしも明確でなく、主観的な要素が強いことから、個人に関する一切の情報を、原則として、非公開とし、プライバシーの保護に万全を期することとしたものである。

また、本号は、公務員や公職にある者の個人に関する情報とその他の個人に関する情報とを区別しているものではないと解される

(1) 懇談等の相手方の職名・氏名について

本件公文書には懇談等の相手方の職名・氏名が記載されている。氏名は、個人に関する情報であって特定の個人が識別されるものであり、職名は、本件公文書に記載されている団体名、組織名等と結びつけることにより、特定の個人が識別され得るものである。また、これらは公表目的の情報など本号ただし書に規定されている例外的に公開できる情報のいずれにも該当するとは認められない。したがって、懇談等の相手方の職名・氏名は本号に該当する。

(2) 債権者の従業員の氏名・印について

請求書における債権者の従業員の氏名・印は、債務者である県にとって会計事務処理上必要とされているものではなく、債権者が内部管理上付随的に記載又は押印させているものと認められ、事業を営む個人の氏名・印とは異なり、雇用されている一個人の氏名・印に過ぎないから、本号に規定する「個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当する。また、これらは公表目的の情報など本号ただし書に規定されている例外的に公開できる情報のいずれにも該当するとは認められない。したがって、債権者の従業員の氏名・印は本号に該当する。

4 債権者の振込先・口座番号の条例第6条第1項第2号該当性について

債権者の振込先・口座番号は、当該債権者が経理等の事業活動を行う上で使用するものであり、それを公開するか否かの判断は、債権者が自ら選択できるものであって、債権者の内部管理に属する事項に関する情報である。

対象課所別「部分公開決定」、「部分公開変更決定」及び「諮問」の年月日

番号	諮問番号	対象課所名	部分公開決定 (当初) 年 月 日	部分公開 変更決定 年 月 日	諮問年月日
1	26	水産漁港課	平成8年10月18日	平成9年4月22日	平成8年12月2日
2	27	農地整備課	平成8年10月4日	平成9年4月16日	平成8年12月3日
3	28	秋田農林事務所	平成8年10月22日	平成9年4月21日	平成8年12月6日
4	29	農政課	平成8年10月21日	平成9年4月18日	平成8年12月9日
5	30	農村振興課 (現流通経済課)	平成8年10月1日	平成9年4月25日	平成8年12月11日
6	31	検査課	平成8年10月4日	平成9年4月21日	平成8年12月12日
7	32	環境保全課	平成8年10月18日	平成9年4月16日	平成8年12月16日
8	33	自然保護課	平成8年10月18日	平成9年4月16日	平成8年12月16日
9	34	農業水利課 (現農地計画課)	平成8年10月17日	平成9年4月16日	平成8年12月18日
10	35	社会福祉課 (現福祉企画課)	平成8年10月18日	平成9年4月16日	平成8年12月24日
11	36	監理課	平成8年10月8日	平成9年4月16日	平成8年12月25日
12	37	秋田土木事務所	平成8年10月23日	平成9年4月18日	平成8年12月25日
13	38	税務課	平成8年10月2日	平成9年4月17日	平成9年1月6日
14	39	林政課	平成8年10月18日	平成9年4月16日	平成9年1月6日
15	40	農産園芸課	平成8年10月4日	平成9年4月25日	平成9年1月7日
16	41	情報統計課	平成8年10月8日	平成9年4月18日	平成9年1月8日
17	42	地方課 (現市町村課)	平成8年10月2日	平成9年4月22日	平成9年1月9日
18	43	管財課	平成8年10月18日	平成9年4月16日	平成9年1月21日
19	44	商政課	平成8年10月4日	平成9年4月16日	平成9年1月27日

異議申立ての趣旨及び理由

1 本件異議申立ての趣旨は、本件公文書について実施機関が平成8年10月1日から同年10月23日の間に行った部分公開決定（平成9年4月16日から同年4月25日の間に行った部分公開変更決定後のものをいう。）において、非公開とした懇談等の相手方の職名・氏名、債権者の振込先・口座番号及び債権者の従業員の氏名・印について公開を求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申し立ての主たる理由は次のように要約される。

(1) 懇談等の相手方の職名・氏名について

いわゆる「個人情報」として非公開としたものであるが、個人に関する情報であっても、プライバシーを除いてはこれを非公開にしなければならない必要はないところ、本件懇談等は秋田県が公金を支出して公務として行ったものであるから、保護されるプライバシーはなんら存在しない。

(2) 債権者の振込先・口座番号について

いわゆる「事業情報」として非公開にしたものであるが、宴会等をその業としている飲食店等にとって、客が県庁であろうが一般県民であろうが、何ら異なるものではなく、当該飲食店名等が公開されたからといって、何ら「競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的地位」が損なわれたり、「関係当事者間の信頼関係」が損なわれたり、「今後の事務事業の円滑な執行」に支障が生ずる等のおそれはない。

異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関が、非公開理由説明書で主張している非公開とした主たる理由は、次のように要約される。

1. 懇談等の相手方の職名・氏名及び債権者の従業員の氏名・印について

これらを非公開としたのは、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得ることから、条例第6条第1項第1号の規定に該当することによるものである。

懇談等の相手方は、職名・氏名が公表されることを前提として、懇談会等に出席したものであるのではないし、また「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得したもの」ではないから、例外的に公開することができることを定めた本号ただし書（二）にも該当しない。

また、債権者の従業員の氏名・印については、債権者が内部管理のため請求書に記載又は押印させているものであり、当該従業員一個人の氏名・印に過ぎないから、本号に規定する「個人に関する情報で、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当する。

さらに、請求書は飲食等を行った者のうち、掛売りを認めるなどのさらに限定された者という債権者と特定の取引関係にある者に対して出されるものであり、この中に記載又は押印されている債権者の従業員の氏名・印を県が従来から慣行上公表してきたという事実もないことから、本号のただし書のいずれにも該当しない。

2. 債権者の振込先・口座番号について

これらを非公開としたのは、法人その他の団体（以下「法人等という。」）に関する情報又は事業を営む個人に関する当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は当該個人の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると認められることから、条例第6条第1項第2号本文に該当することによるものである。

請求書に記載されている振込先・口座番号は、債権者が自らの事業を行う中で使用しているものであり、これらを誰に公開するかは、当該債権者が自らの選択によりできるものであって、自ら公開した者以外に対しては公開せず内部情報として管理しているものである。

さらに、これらの情報は、当該債権者の特定の金融機関との取引関係を特定する情報であるから、本号に規定する「公開することにより、当該債権者の競争上若しくは事業運営上の地位又は社会的な地位が損なわれると認められる」情報に該当する。

秋田県公文書公開審査会委員名簿（五十音順）

区 分	氏 名	職 名
会 長	伊 藤 彦 造	弁 護 士
	小 賀 野 晶 一	秋 田 大 学 教 育 学 部 教 授
	平 川 信 夫	弁 護 士
会 長 代 理	藤 川 浄 之	秋 田 魁 新 報 社 専 務 取 締 役
	古 田 重 明	秋 田 経 済 法 科 大 学 法 学 部 教 授

（平成10年3月31日現在）